

事業者の皆様へ

平成28年11月11日

**水質事故の未然防止のために、建築工事等作業時の塗料
や油類等の適正な管理について（お願い）**

河川に塗料、油類や有害物質などが流れ込むことで、河川等の水域環境が汚染されることを「水質事故」といいますが、ここ数年、鎌倉市でも水質事故が複数発生しています。

水質事故が発生すると、河川に生息する生物への被害、漁業被害の恐れや海水浴場シーズンの場合遊泳禁止になるなど市民生活に大きな影響を及ぼすことがあります。

水質事故の原因として、建築工事等での塗料やモルタル等の片づけ作業時等に生じた排水や作業機器の燃料油等の漏出等を雨水枡や道路側溝に流したことによるものが多く見られます。

雨水枡や道路側溝は河川につながっています。皆さま方には、水質事故を未然に防止し、水域の環境を保全するために、建築工事等作業時の塗料や油類等の適正な管理についてご協力をお願いします。

※「不法投棄の罰則」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

不要になった塗料や油類、農薬等を雨水枡や道路側溝、河川等に捨てることは、廃棄物の不法投棄として罰則が適用されることがあります。

また、近くに河川がなくても、雨水枡や道路側溝は河川や海につながっています。絶対にやめましょう。

個人：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科

法人：3億円以下の罰金

【問い合わせ】

環境部環境保全課

鎌倉市御成町 18-10 本庁舎 1階

電話番号：0467-61-3420